

災害時及び防災活動に関する協定書

〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 ▲▲▲内に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うとともに、平常時から協力し防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るために必要な事項を定めるものとする。

（平常時における協力）

第2条 甲及び乙は、災害時に連携が円滑に行われるよう、平素から次の事項について協力を行うものとする。

- (1) 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害時の対策活動を円滑にするため、各種情報交換を行うものとする。
- (3) 甲は、乙の主催する防災訓練及び啓蒙活動の実施を積極的に支援し、かつ、参加するものとする
- (4) 乙は、災害時の応急復旧活動を円滑にするため、地域住民との密接な連携、情報共有及び信頼関係が重要であることを認識し、甲、自主防災組織等が実施する防災訓練及び防災活動に積極的に参加するよう会員への周知に努めるものとする。
- (5) 乙は、甲が要請する支援を迅速かつ円滑に実施できるよう、平常時から災害時の体制を構築し、怪異に十分な周知を図るものとする。
- (6) 甲及び乙は、その他災害対策に必要と認められる事項について、甲乙協議の上協力を行うものとする。
- (7) 乙は、避難所での感染症対策を熟知しておく必要がある。

（災害時における協力）

第3条 甲が乙に要請する協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部等の運営に必要となる情報の収集及び整理業務の補助
- (2) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達の補助
- (3) 給水、炊き出しその他の救援活動の補助
- (4) 収容避難所の開設及び運営の補助
- (5) 瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助
- (6) 物資、資材の運送及び配分の補助
- (7) その他、甲が必要と認める業務

（要請の実施）

第4条 この協定に定める災害時の要請は、原則として、甲が災害対策本部（以下「本部」という。）を設置した場合、その本部の決定に基づき実施するものとする。

（協力要請の手続き等）

第5条 甲は、協力を要請する場合、災害時支援協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、要請書の提出が困難な場合は、口頭で要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（支援の実施）

第6条 乙は甲の要請に基づく支援を実施するものとする。

2 乙は、支援の公益性を考慮し、次の事項に留意するものとする。

- (1) 地域住民、特に被災者に配慮した適切な方法で実施すること。
- (2) 支援の実施にあたっては、法令の遵守及び個人情報の保護を徹底する。

- (3) 支援の実施に際し、疑義が生じた場合は、独自に判断せず、甲の支持を仰ぐこと。
- (4) 支援の実施は、被災した地域内での対応とする。

3 乙は、甲の要請に可能な範囲で協力するものとする。

(安全の確保)

第7条 甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 甲が協力要請を行う場合、乙に対して支援協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を可能な限り提供するものとする。

(会員の移動手段)

第8条 甲の要請により乙の会員が協力実施地域に移動する手段は、災害の状況に応じ相互に調整するものとする。

(会員の受入)

第9条 甲は、乙の会員が指定した場所に到着後、直ちに受け入れるとともに、必要な指示を行うものとする。

2 甲は、乙の会員を受け入れたときは、乙に対して速やかに受入の完了を報告するものとする。

(費用負担等)

第10条 乙が災害時の協力を要した経費について、甲、乙協議の上決定するものとする。

2 感染症予防に必要な装備については、乙が費用を負担するものとする。

(損害補償等)

第11条 甲は、要請により協力した乙の会員が、協力したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）、その他関係する法律で定める損害補償等の要件に該当するときは、その規定に基づき、損害を補償するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定を提携した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙